

## 表彰規程

### (目的)

第1条 公益財団法人日本スケート連盟（以下「本連盟」という。）は日本におけるスケート界の健全なる普及発展と向上を積極的に促進する目的をもって、その目的達成に特に貢献した者を表彰し、その名誉を顕揚するために本規程を定める。

### (表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、特別功労賞、功労賞及び優秀選手賞とする。

### (特別功労賞)

第3条 特別功労賞は、日本スケート界の普及発展に特に功績のあった者又は団体に授与する。

### (功労賞)

第4条 功労賞は、下記の諸項目の中の1つに該当する者より選定し、授与する。

- (1) 本連盟又は加盟団体の役員として30年以上登録し、スケート界のために貢献した者で、表彰委員会又は各都道府県スケート連盟が推薦した者。
- (2) スピードスケート、ショートトラックスピードスケート、又はフィギュアスケートに関し、競技力向上及び普及発展に功績のあった者。

### (優秀選手章)

第5条 優秀選手章は、下記の諸項目の中の1つに該当する者より選定し、授与する。

- (1) オリンピック大会において、入賞した者（8位以内）。
- (2) 次のISU選手権大会において、第1位から第3位までの者。

#### ア. 総合成績

- ①世界オールラウンドスピードスケート選手権大会
- ②世界スプリントスピードスケート選手権大会
- ③世界フィギュアスケート選手権大会
- ④世界ジュニアフィギュアスケート選手権大会
- ⑤世界ショートトラックスピードスケート選手権大会
- ⑥世界シンクロナイズドスケーティング選手権大会
- ⑦世界ジュニアシンクロナイズドスケーティング選手権大会
- ⑧四大陸フィギュアスケート選手権大会

#### イ. 各種目（団体種目含む）

- ①世界距離別スピードスケート選手権大会（オリンピック冬季大会の開催年を除く）

- ②世界ジュニアスピードスケート選手権大会
  - ③世界ショートトラックスピードスケート選手権大会
  - ④世界ジュニアショートトラックスピードスケート選手権大会
  - (3) ISU フィギュアスケート・グランプリファイナル（シニア）の総合成績の第1位から第3位までの者。
  - (4) ISU 世界フィギュアスケート国別対抗戦の第1位から第3位までのチーム。
  - (5) スピードスケート競技又は、ショートトラック競技において、世界新記録を樹立した者。
  - (6) アジア冬季競技大会又はユニバーシアード大会において、第1位から第3位までの者。
  - (7) ユースオリンピック冬季大会において、第1位から第3位までの者。
  - (8) 全日本選手権大会において、3年連続して総合優勝した者。
- <ご参考>第2項に該当する表彰対象は、ISU レギュレーション第133条に該当する大会を対象としている。

(優秀指導者章)

第6条 優秀指導者章は、オリンピック大会において第1位乃至第3位の成績を収めた選手を継続的に指導し、同成績に貢献したと認められる者より選定し、授与する。

(表彰委員会)

第7条 表彰者選考のため、表彰委員会を置く。

- 2 表彰委員会は、会長、副会長、専務理事及び会長が指名する若干名の理事で構成し、会長が議長となる。
- 3 表彰者の選考に当たり、特別の利害関係を有する委員は議決に加わることが出来ない。

(表彰の授与)

第8条 表彰の授与は会長が行う。

(報奨金)

第9条 優秀選手の表彰を受ける選手が、次の各号の成績を収めた場合には、当該各号に定める金額の報奨金を授与する。同一選手が複数種目で報奨金に該当する成績を収めた場合には、金額を加算する。

- (1) オリンピック大会
  - ① 第1位（金メダル） 500万円
  - ② 第2位（銀メダル） 200万円
  - ③ 第3位（銅メダル） 100万円
- (2) 世界選手権大会
  - ① 第1位（金メダル） 100万円
  - ② 第2位（銀メダル） 75万円
  - ③ 第3位（銅メダル） 50万円

上記、(2)の該当大会は以下の7大会とする。

- (1) 世界距離別スピードスケート選手権大会（各種目・団体種目）
- (2) 世界オールラウンドスピードスケート選手権大会
- (3) 世界スプリントスピードスケート選手権大会

- (4) 世界フィギュアスケート選手権大会
  - (5) 世界ショートトラックスピードスケート選手権大会
    - 1) 総合
    - 2) 500m、1000m、1500m、リレー
  - (6) 世界フィギュアスケート国別対抗戦 (団体)
  - (7) ISU フィギュアスケート・グランプリファイナル (シニア)
- 2 優秀指導者の表彰を受ける指導者には、その指導した選手が収めた成績に応じ、選手が受ける報奨金の2分の1の金額の報奨金を授与する。1競技で1指導者が指導する複数の選手が前項(1)の成績を収めた場合、本項の報奨金は1名分とする。

(感謝状)

第10条(1) 競技会、演技会の実施運営その他の本連盟の事業に援助・協力した者又は団体に対し、謝意を表するため、感謝状を授与する。

(2) 感謝状を授与すべき者又は団体は、会長、副会長及び専務理事の協議によって決定する。

(公表)

第11条 表彰を受けた者又は団体の名称、表彰の種類及びその理由は、ホームページに登載して公表する。

昭和60年 7月26日施行

昭和61年 7月29日改正

平成元年 1月25日改正

平成10年12月18日改正

平成19年 7月26日改正

平成24年 7月 2日改正

平成25年 7月24日改正

平成26年 4月25日改正

平成29年 6月23日改正

平成31年 2月20日改正